

募集内容 教育訓練給付制度を利用したい方

本学教養学部は、教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座の実施大学です。当該講座は、受給資格を有する方が出願時に申請することで受講することができます。修了条件を満たした場合、給付対象となる経費の 20 %に相当する額（上限 10 万円）を受給することができます。

「教育訓練給付制度」の詳細は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

なお、教育訓練給付制度講座は 3 年毎に指定講座として厚生労働省に再指定を受けています。

これに従い、再指定を受けることができなかつた場合、講座の受講をいただいても、制度を利用いただけないことがあります（この講座は再指定申請中です）。※再指定の時期に下記の講座を受講希望され、入学願書をご提出いただいた場合でも、必ずしも再指定が認められるとは限りません。

1. 対象となる学生種 選科履修生、科目履修生

2. 受講期間

選科履修生 2026 年度第 2 学期および 2027 年度第 1 学期（2026 年 10 月 1 日から 2027 年 9 月 30 日）

科目履修生 2026 年度第 2 学期（2026 年 10 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日）

※受講期間内に登録された科目のみ対象となります。

3. 受給資格 住所を管轄するハローワークに確認してください。

4. 給付金受給までの流れ

受講する講座の選択

修了条件は各講座により異なります。

詳細は下記の本学ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.ouj.ac.jp/admission/gakubu/training-education-benefits/>

[開設講座と科目群]

対象学生種 選科履修生 講座名（指定講座番号） 教養学部 企業会計コース（1220015-9920012-2）

対象学生種 選科履修生 講座名（指定講座番号） 教養学部 企業経営コース（1220015-9920022-5）

対象学生種 科目履修生 講座名（指定講座番号） 教養学部 企業経営（短期養成）コース（1220015-9920042-0）

対象学生種 選科履修生 講座名（指定講座番号） 学校地域連携コーディネーターコース（1220015-2320032-8）

対象学生種 選科履修生 講座名（指定講座番号） データサイエンスリテラシーコース（1220015-2320012-2）

対象学生種 選科履修生 講座名（指定講座番号） データサイエンスアドバンスコース（1220015-2320022-5）

※各コースの対象科目群につきましては、上記の QR コードからご確認ください。

↓

講座修了条件

講座については下記の本学ウェブサイトをご覧ください（入学料や受講料についても明記しています）。<https://www.ouj.ac.jp/admission/gakubu/training-education-benefits/>

↓

出願（受講申し込み）

インターネットでの出願

出願情報入力画面で基本情報を入力する際、「教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座」欄の希望講座を選択してください。

郵送での出願

別冊の『出願票他提出書類セット』様式 2 の「教育訓練給付制度」欄に希望講座の番号を記入してください。

↓

学費の納入

出願後に届く払込取扱票で学費を納入してください。

↓

受講

選科履修生は 1 年間、科目履修生は 6 カ月間、講座を受講します。

↓

必要書類の受領

受講期間終了後、受講講座を修了した方へ大学本部学習センター支援室からメールを送信します。メールにご回答いただき修了と認定された方には、「教育訓練給付金申請書」、

「教育訓練修了証明書」、および、「領収済証明書」を学習センター支援室より送付します。

修了できなかった方（再試験の方を含む）には、最終的に修了できなかった場合に通知します。

受講期間終了日を 2 週間以上過ぎても上記の書類が届かない場合は、必ず本部学習センター支援室 学生支援係（g-shien@ouj.ac.jp）まで連絡してください。

受講修了日の翌日から起算して 1 カ月以内に、お住まいを管轄するハローワークで支給申請を行い、給付を受けてください。

注意事項

事前に受講者本人のお住まいを管轄するハローワークへ受給資格の有無を必ず確認してください。

当該講座の受講申請は必ず出願時に行ってください。入学後の申請は認めません。

給付講座を複数受講しても、支給申請できるのは 1 つの講座のみです（大学教養学部と大学院修士課程の両方を受講した場合も同様です）。

雇用保険の加入のない方（公務員等）は利用できません。

本講座の受講を修了した全ての方にアンケートを依頼しますので、必ずご回答ください。